

令和5年度 定期監査結果に基づく措置状況等の報告

1. 監査の種類 地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査等
2. 監査対象年度 令和4年10月～3月、令和5年度4月～9月
3. 監査結果報告 令和5年12月25日

所属等	監査結果	措置状況等
伊賀南部環境衛生組合	随意契約範囲内での支払いが散見される。発注に際しては、一括発注できるものはまとめて発注するなど、安易な1者での随意契約は慎み、競争の機会が損なわれることのないよう注意されたい。	ご指摘のとおり、緊急時等やむを得ない場合を除き、随意契約の指針に則った事務手続きを行うよう指導を徹底しました。
伊賀南部環境衛生組合	懸案となっていた操業延長が令和16年3月までに決定されたことから、早期に適切な延命化事業計画を策定し、安定した施設運営に努められたい。	令和5年度において延命化計画を策定しました。現状長期稼働には大規模改修は必須であると結論付けられています。現在、市財政等とも整備方針について協議を行っているところですが、今後10年間の施設運営が滞りなく行えるよう努めていきます。
伊賀南部環境衛生組合	伊賀南部浄化センターの機能移転に伴う施設の停止・解体に向けては着実に進められたい。	現在、施設運転を停止中であり、今後は解体に向けて残留汚泥等の処理を進めながら解体事前調査を実施していきたいと考えています。
伊賀南部環境衛生組合	地域振興交付金については、会計規則に基づいた手順により処理をされたい。	ご指摘のとおり、処理を実施します。
伊賀南部環境衛生組合	支払遅延防止法に基づき支払いが遅れることのないよう徹底されたい。	ご指摘のとおり、処理を実施します。
伊賀南部環境衛生組合	クリーンセンター計量窓口において、収入金額の集計額と現金が合わない事例が見受けられた。過大収入された現金は、「公金取扱マニュアル」に基づいて原因追及及び処理が行われているが、現金を取り扱うことの重要性を再認識し、複数人での現金チェックの徹底等により、再発防止を図られたい。	ご指摘のとおり、過大収入が令和5年度に2度発生しています。多数の来場者があり、計量業務も短時間で処理を求められますが、金銭の取扱いについては必ず2名で確認するよう徹底します。

【時間外勤務】

時間外勤務命令の上限の設定を超えている所属においては、時間外勤務の解消に向けて、所属長が十分に内部統制を図り、特に休日や夜間に業務のある所属においては、勤務時間の弾力的運用を活用するなど職員の健康管理に努めながら、組織体制及び業務のあり方を見直されたい。

該当要件：令和4年10月～令和5年9月に月45時間あるいは総時間が360時間を超えている職員が一人でもいる所属

所属等	措置状況等
総務室	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるごみ袋欠品問題が生じたことから、一時的にごみ袋製造管理担当者の事務負担が例年より増大することとなりましたが、事態の収束後、過剰な時間外労働は生じていません。
業務室	業務量については、現状の正職員2名で行える処理範囲を超えており、超過勤務を無くすことは不可能ですが、庶務については再任用職員や会計年度任用職員に業務を分担し超過勤務の軽減を図っていきます。